令和8年度 江戸川区立江戸川小学校人権教育全体計画

人権に関する法令等
・日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・人権教育・啓発に関する基本計画
・東京都人権施策推進指針
・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
・人権教育の指導方法等の在り方について
・児童の権利に関する条約等
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
・江戸川区子どもの権利条約

学校の教育目標
自他ともに認め合い、
主体的に行動する人

目標策定の方針
・児童の実態
元気があり明るく好奇心があるが、相手の気持ちが理解できず、相手を傷つけてしまうこともある。
・保護者の願い
相手の気持ちを理解できる子に育ってほしい
・地域住民の願い
進んで挨拶をしてほしい。

人権教育の目標
自分の大切さ、一人一人のよさを認め、人権を大切にする児童を育成する。

人権教育に関する指導の実態把握
子供、女性、高齢者、障害者、インターネットによる人権侵害などに関する指導の実態を把握し、指導の現状を捉える。

目指す児童像
自他ともに認め合い、自らの思いや考えを伝え、新しい考えをもち、ともに成長しようとする子

人権教育を通じて育てたい資質・能力（三つの側面から捉える）
・知識的側面：人権や人権擁護に関する知的理解の徹底・深化
・価値的・態度的側面：人権がもつ価値や重要性を直感的に感受する感性や感覚の育成
・技能的側面：自分と他者との人権擁護の実践力の育成

人権に関する知的理解＋人権感覚
→自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
・普遍的な視点からの取組：人権に関わる普遍的な概念を念頭におき、法の下の平等、個人の尊重、社会規範などの人権尊重の理念について指導する。（自己理解と他者理解を図るための学習　コミュニケーション能力を高めるための学習）
・個別的な視点からの取組：様々な人権課題に関わる差別意識の解消を目指して指導する。意図的・計画的に偏見や差別と出合わせ、偏見や差別がいかに醜いものであるか、人を傷つけるものかを実感させ、偏見や差別をなくそうとする意欲や態度を育む。（人権課題　「外国人」「子供」「高齢者」「インターネットによる人権侵害」等）

学年・学級経営
・人権教育に関わる学級経営の目標を設定し、具現化する。
・一人一人の個性や能力を生かし、学級の一員としての自己有用感を味わえるようにする。
・学級における人権上の課題の解決を図り、望ましい人間関係を育成する。
・言語環境の適正化を図り、教育環境を整備する。
・家庭・地域社会等との連携・協力を計り、信頼関係を深める。

日常的な指導
・集団における共通の目標を設定し、自分たちの力で課題解決を図り、達成できるように指導する。
・児童一人一人の課題に応じて、励ましたり成長を促したりする指導を繰り返し行い、自尊感情を形成する。
・発達障害のある児童には合理的配慮を与え、解決を支援する。

教科等の指導
人権教育の目標を常に意識しながら、教科指導にあたる。目標に関わる教材、単元を配置し、児童一人一人が友達の良さを感じられるような学習方法、学習形態をとる。

人権教育の年間指導計画のための方針
・教科等の目標や内容を踏まえ、その単元や題材全体に関わる人権教育の視点を明確にした上で指導計画に位置付ける。
・普遍的な視点からの取り組みと個別的視点からの取り組みを指導計画に位置付ける。
・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等における内容について、個別的な視点からの取り組みを中心に関連を明確にする。
・児童が主体的に学習活動に参加し互いに協力し合って学習に取り組めるよう協力的、体験的な学習を位置付ける。

教職員の研修
・児童理解についての研修会を行う。
・「人権」研修会で学んだことを共通理解し、全教職員で研修する。

校種間の連携
・相互の授業公開、合同研修などを通して、教職員間の交流体制を整え、系統的・継続的な人権教育の実践に努める。

家庭・地域との連携
・人権教育に対する家庭地域の理解を促進するため、児童、保護者、地域住民等がともに活動することを通して人権尊重意識を広める。